

## (仮称)御堂筋パークレット及び地域情報案内板設計施工等業務委託 仕様書

### 1. 業務名称

(仮称)御堂筋パークレット及び地域情報案内板設計施工等業務委託

### 2. 実施場所

大阪市中央区伏見町三丁目5番地先 三菱UFJ銀行大阪ビル 本館前(※共通別紙1参照)

### 3. 事業目的

大阪のシンボルストリートである御堂筋では、「御堂筋将来ビジョン」が2019年3月に大阪市により策定されて以降、車中心から人中心のストリートに転換を図るべく、ハード施策として側道の歩行者空間化、ソフト施策として民間主体による道路空間の利活用といった取組みが公民の連携体制のもと進められています。

その一環として道路協力団体である一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク(以下「当会」という)では、令和4年4月にいちょうテラス淀屋橋(大阪市中央区今橋4丁目1番地先 御堂筋・淀屋橋三井ビルディング前)を設置し、その維持管理活動を担っています。また、当会では同パークレット内に設置した地域情報案内板(デジタルサイネージ)を活用して、地域の魅力、イベント等の公的情報の発信も行っています。

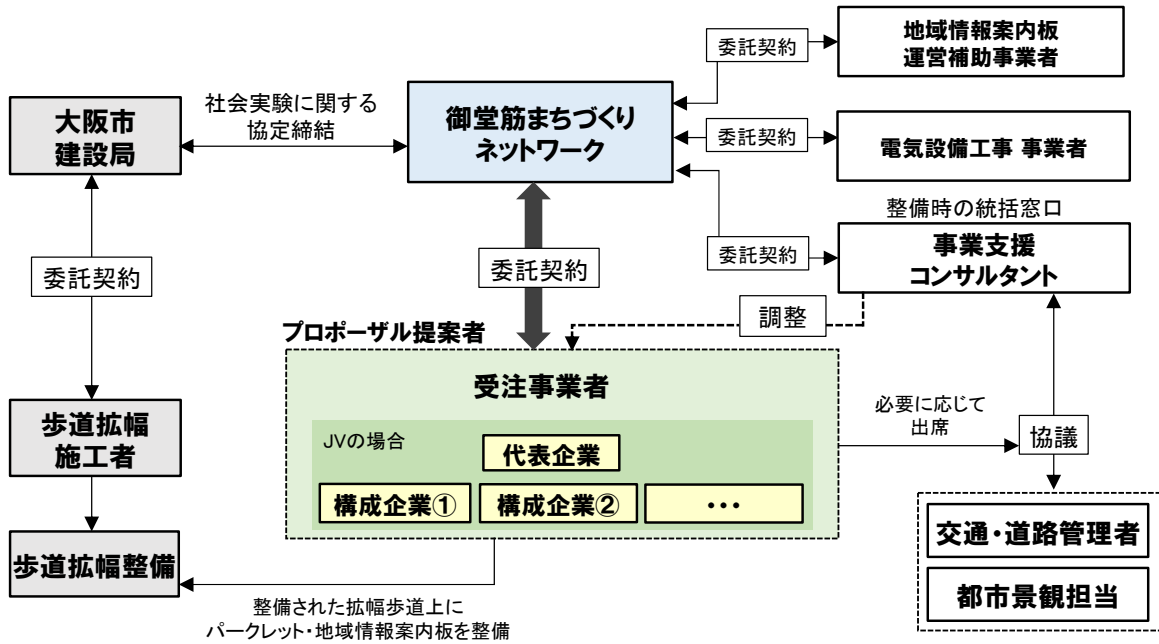
本業務は、「御堂筋将来ビジョン」のエリアテーマで示されている上質な賑わいと風格のある洗練されたビジネスエリアとしてふさわしい高質な空間の形成を行うとともに、滞留、交流や情報発信といった多様な活用ができる空間の形成を目指し、新たに設置するパークレット及び地域情報案内板(デジタルサイネージ)の設計、設置を行うものです。

### 4. 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)まで

### 5. 実施体制

本事業は、以下の体制で実施を予定しています。



(図表) 事業実施体制図

### 6. 業務工程(予定)

本業務の工程(予定)を以下に示します。

年度	月	2023年										2024年			
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
パークレット・ 地域情報案内板	企画提案	←→		契約											
	設計			←→											
	関係協議・調整			←→			現地精査を含む								
	製作							←→							
	設置								←→					★オープン	
大阪市建設局							設計内容承認	←→						精算図書調整完了検査	
維持管理・コンテンツ運営															→ R7.3.31まで

(図表) 業務工程(予定)

## 7. 業務内容

以下の業務の委託を予定しています。また、記載のない業務及び下記別途協議と定める業務については発注者と協議し決定します。

(図表)業務内容一覧

項目	業務内容
①企画提案・設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パークレット及び案内板のデザイン、什器・設備等の企画提案</li> <li>・パークレット及び案内板の基本設計、詳細設計(基礎・電気設備を含む) 作成図面(予定):平面図、標準断面図、施設構造図、照明計画図、配線図等。 なお、上記内容は一部変更になる可能性があります。</li> </ul>
②製作・設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パークレット・案内板の製作及び設置(基礎施工を含む) 設置期間は令和6年(2024年)1~3月を予定しています。製作・設置にあたり、各書類の準備、安全策を講じて実施してください。 設置時には通行者の安全面に十分配慮して適切な養生を施し、関係者以外が立ち入らないよう、工事用仮囲いで間仕切る等の対策を施してください。</li> <li>・各電気設備設置(二次電源を含む) 近接分電盤分岐端子からパークレット設置予定場所まで、単相2線(200V)で配線を行ってください。(作業箇所は今後協議により定めます) 設置終了後の検査にあたって、業務内容の出来高・竣工に関する資料、契約に関する資料を含む精算図書を納品してください。(データを含む)</li> </ul>
③諸調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者打ち合わせ</li> <li>・関係者協議への同席・調整・資料作成 景観重要公共施設(当初占用申請時)の協議(大阪市計画調整局)、道路管理者協議(大阪市建設局)、交通管理者協議(警察)等の関係者協議には、必要に応じて同席を求めることがあります。なお、協議は事業支援コンサルタントが行いますが、パース等の協議に必要な書類を求めることがあります。</li> </ul>
④検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輝度測定(デジタルサイネージ) 設置後 昼間午前中1回 / 日没後1回 &lt;計2回&gt;</li> </ul>

※上記以外の別途協議とする業務項目(契約期間外を想定しています)

- 地域情報案内板等の筐体維持管理・定期メンテナンス  
(地域情報案内板運用補助事業者(コンテンツ運営)はいちょうテラス淀屋橋と同事業者を予定しているため業務項目に含みません)
- パークレット本体のメンテナンス

## 8. 費用負担

契約金額の範囲外で受注事業者の負担とした提案事項の実施は可能です(その場合、各種申請を行う際の費用は、受注事業者にて負担してください)。

また、受注事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しません。

## 9. 設計施工の条件

## (1)整備什器・設備 一覧

以下の条件のもと、什器・設備を製作し、設置してください。なお、プロポーザルで選定された提案内容は契約締結後の業務においては発注者と協議により決定するため、必ずしも提案内容どおりに実施するものではありません。

(図表) 整備什器・設備一覧

項目・整備対象		必須項目	数量条件
①パークレット	デッキ	○	-
	防護柵目隠し化粧板	○	-
	ファニチャー類 固定ベンチ/可動ベンチ/テーブル	○	-
	パーゴラ	○	1ヵ所以上
	名称サイン	○	1ヵ所
	注意喚起サイン	○	1ヵ所
	夜間照明	○	-
	パークレット内の植栽	○	-
	可動式木製プランター	○	3基
②地域情報案内板	地域情報案内板(デジタルサイネージ)	○	1基
	地図案内板 (デジタル地図もしくはアナログシート印刷地図)	○	1基
③電気通信機器	Wi-Fi(公衆無線LAN)	○	-
	非常用電源設備(UPSバッテリー)	○	1基以上
	コンセント		-
	太陽光発電等のオフグリッド電源システム	○	-
	管理カメラ(ネットワークカメラ)	○	1基
	電気メーターボックス (メーターは関電送配電が設置)	○	1ヵ所
④植栽帯	植栽帯	○	2ヵ所

※各整備什器・設備の基礎は、その設計施工を含みます。

## (2)パークレットの整備・設計の考え方

### ①パークレット

#### 【基本条件】

- ・構造部材以外は素材を木材とし、可能な限り国産材(大阪府産材が望ましい)を使用してください。
- ・耐久年数は10年程度(屋外での使用)を見込んでいます。本パークレットは2024年(令和6年)4月より供用を開始し、3年以上設置する予定であり、10年程度の耐久性を想定し、管理運用に配慮された提案をしてください。
- ・御堂筋の風格あるまちなみの形成に資するもので、周辺景観との調和に配慮し、メインストリートにふさわしい高質な空間の実現に資するデザインとしてください。
- ・誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮し、歩行者等が気軽に利用できる滞留空間となるように工夫してください。
- ・パークレットを安全に利用できるよう、反射板の設置、照明の設置等の安全策を講じてください。
- ・整備物件・仕器の基礎は、受注事業者により設計及び施工をしてください。
- ・各ファニチャー類の数量は提案に委ねますが、デッキ・パーゴラについては設置を必須とします。
- ・建築物にならない意匠で提案を行うか、建築物となる際は提案事業者により各種申請・協議を行うことを原則とします。

#### 【デッキ】

- ・デッキの高さは150mmとします。
- ・所定の範囲内に車いす用のスロープもしくは、デッキ無しのゼロレベルの空間(※共通別紙2参照)を設けてバリアフリーに対応してください。
- ・滑りにくい加工や自発光鋸(デッキ角面)等を設置して、利用者の安全を確保してください。

#### 【防護柵用目隠し化粧板・固定ベンチ】

- ・ベンチからの乗り越え防止のため、座面から543mm以上、630mm以下の高さとしてください。
- ・車道側に反射テープを設置してください。

#### 【可動ベンチ・テーブル】

- ・非常時には取り外せる仕様としてください。ボルト等での簡易固定とし(防護柵併設の固定ベンチを除く)、緊急時に取り外せるもの、レイアウト変更が容易なものとしてください。

#### 【パーゴラ(日よけ)】

- ・所定のデッキ範囲内に一カ所以上設置してください。
- ・屋根をルーバーとするか、壁を作らない等の建築物とならないデザインとしてください。(建築物となる際は受注事業者により各種申請・協議を行ってください)
- ・構造は風速40m/s以上の強風に耐えうるものとしてください。(※設計時に構造計算書を提出してください)

#### 【名称サイン】

- ・パークレットの名称をわかりやすく示すサインを提案してください。

#### 【注意喚起サイン】

- ・既存のいちょうテラス淀屋橋と同等のサインを製作・設置してください。なお、サイン盤面デザインのデータは発注者が提供します。

参考:いちょうテラス淀屋橋 注意喚起サイン:サイズ縦300mm×横920mm

(アルミプレートにインクジェット印刷シートを貼付)

#### 【夜間照明】

- ・良好な夜間景観に資する照明を配置してください。
- ・電源は200V対応となることに留意してください。
- ・太陽光発電等のオフグリッド電源を活用することも可能です。

#### 【パークレット内の植栽】

## 仕様書

- ・パークレット内に植栽プランターを設ける場合、植栽帯と同様に御堂筋の景観やパークレットのデザインにふさわしい植栽デザインを行ってください。共通別紙を参照の他、当会が維持管理を行う平野町街園、本町街園及びいちょうテラス淀屋橋等の、高質な道路空間に資する植栽の提案を求めます。(※共通別紙7参照)
- ・発注者が受注事業者より提案されたデザイン案を踏まえて決定します。

### 【可動式木製プランター】

- ・パークレットデザインと調和する移動可能な木製プランターの製作を行ってください。デザインが調和するものであれば、既製品でも可能とします。
- ・パークレット近傍の歩道上に設置を想定しています。
- ・植栽等については発注者と協議調整し決定します。
- ・プランターのサイズは協議によりますが、概ね40cm四方、高さ40cm程度のものを考えています。

## ②地域情報案内板

### 【基本条件】

- ・地域情報案内板は、地域の魅力などの地域情報と地図情報、2つの情報を提示するものです。それぞれの情報ごとに1基の筐体としますが、サイズや色彩などのデザインについては統一することとします。材質、形状は、美観を損うことなく、公衆に対して危害を与える恐れのないものとしてください。
- ・耐久年数は10年程度(屋外での使用)を想定しています。
- ・地域情報と地図情報については、2基ともに液晶(LCD)のデジタルサイネージとすることが望まれますが、全体の整備費等により2基ともにデジタルサイネージとすることが困難な場合は、地図情報のみアナログシート等による構造を可能とします。
- ・地域情報と地図情報面は東向き(歩道側)を基本とし、2基をデジタルサイネージする場合は各筐体が10m以上の離隔が必要となることに留意してください。なお、地図情報をアナログシートとする場合のみ、設置間隔はこの限りではありません。
- ・2つの筐体ともに、車道側(筐体裏面)はアナログポスターを掲示できる構造、ポスターを簡易に交換できる構造としてください。なお、内照する等、照明の設置は行えません。また、近接する横断防止柵のビームは撤去できないことに留意してください。
- ・デジタル、アナログ情報ともに地盤面から画面、アナログポスター上端までの高さは2.3m、情報面の幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じて配置してください。
- ・フレームや架台等を除く画面、アナログポスターの大きさは2㎡以下、フレームや架台等を含めた筐体の大きさは2.5㎡以下としてください。(※「御堂筋デザインガイドライン区間の道路空間におけるデジタルサイネージの取り扱いに係る自主ルール」を参照してください)
- ・構造計算により安全性が担保されており、相当程度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、剥離等により車両や歩行者に危険を及ぼさないものを採用してください。
- ・整備物件・什器に基礎が必要な場合は、受注事業者が設計及び施工をしてください。

### 【デジタルサイネージの条件】

- ・液晶(LCD)のサイネージを使用してください。
- ・デジタルサイネージの構成機器は200V対応としてください。(電源供給は単相2線200Vのみとなります)
- ・サイネージのCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)として、NTTの「ひかりサイネージ」を利用できるもので設計してください。
- ・画面輝度は昼間 3,000cd/m<sup>2</sup>以下、夜間 800cd/m<sup>2</sup>以下に設定してください。
- ・解像度はフルハイビジョン(1920×1080px(207万3,600画素))、アスペクト比は16:9としてください。
- ・御堂筋のデジサイ投影ルールを準拠してください。(共通別紙10以降を参照)
- ・点灯時間は6:00～24:00を想定しておりますが、通年の掲示が可能な構造としてください。
- ・昼間の視認性を考慮した見やすい輝度に設定してください。また、直射日光等に耐えうる状態で設置してください。
- ・タッチパネル式を採用する場合は、直射日光による温度上昇により機能停止する特性を有することに十分留意したうえで、設計、設置を行ってください。

### 【地図情報の案内板をデジタルサイネージとする場合の条件】

- ・「マップナビおおさか」など、インターネットを利用する地図アプリケーション等のデジタル地図が表示できるものとしてください。なお、地図情報の表示方法については、別途サイネージCMSを運営する事業者と調整を行ってください。

### 【地図情報の案内板をアナログシートとする場合の条件】

- ・発注者より提供する地図データを更新して地図を制作してください。
- ・表記等は、「大阪市観光案内表示ガイドライン(令和2年9月)」に準拠し、多言語に対応してください。
- ・シートの耐久年数は5年程度(屋外での使用)を想定しています。

### ③電気通信機器

#### 【基本条件】

- ・近接分電盤分岐端子からパークレット設置予定場所まで、単相 2 線 (200V) で配線を行ってください。(作業箇所は今後協議により定めることとします)
- ・近接分電盤より供給される、対象箇所への電気方式は単相 2 線 (200V) となります。
- ・配電盤やブレーカーなどを地域情報案内板筐体内に収めることが困難である場合、近接分電盤と接続する専用の配電盤単体の設置を行ってください。

#### 【Wi-Fi(公衆無線 LAN)】

- ・構成機器は 200V 対応のものとし、仕様は提案に委ねます。  
参考:いちょうテラス淀屋橋 Wi-Fi 仕様:ハイテクインター社 HWL-3511-DS/SIM2 枚実装(100G まで)
- ・Wi-Fi の契約は当会が行います。

#### 【非常用電源設備(UPS/バッテリー)】

- ・非常時(電気供給停止時)に最低3時間程度、デジタルサイネージ及び管理カメラ・レコーダーに電気が供給できるものを必ず設置してください。
- ・機器は 200V 対応のものとし、仕様は提案に委ねます。

#### 【コンセント】

- ・パークレットの全体の電気容量を把握した上でコンセントが設置できる場合、仕様については提案に委ねます。

#### 【太陽光発電等のオフグリッド電源システム】

- ・脱炭素、環境配慮の観点から、太陽光発電システム等のオフグリッド電源を設置してください。(太陽光発電以外の提案も可能ですが、今回は太陽光発電を想定しています)
- ・発電量、蓄電池容量、発生電力の利用方法などは提案に委ねます。

#### 【管理カメラ】

- ・パーゴラの上部等、なるべく上部に設置することを検討してください。
- ・カメラの構成機器の仕様については、協議により決定とします。

#### 【電気メーターボックス】

- ・電気の計測機器(関電メーター)を収納できるボックスを、電気機器付近に設置してください。その際、パークレット全体のデザインに影響のないように配慮をしてください。
- ・メーターボックスのサイズは発注者が指示します。

### ④植栽帯

- ・御堂筋の景観やパークレットのデザインにふさわしい植栽デザインを行ってください。共通別紙を参照の他、当会が維持管理を行う平野町街園、本町街園及びいちょうテラス淀屋橋等の高質な道路空間に資する植栽の提案を求めます。(※共通別紙 7 参照)
- ・発注者が受注事業者より提案されたデザイン案を踏まえて決定します。

## 10.事業者の独自提案について

業務対象範囲の内外で本仕様書に規定されていない内容であっても、以下の趣旨に沿う提案は可能とします。

- 1)利用者の利便向上を図る機能・機器の設置
- 2)その他発注者が賛同する提案



## 11.効果検証について

地域情報案内板は、社会実験としてその有用性を検証することとしています。検証内容については以下を想定していますが、今後検証内容が変更となる可能性があります。

■検証内容：輝度測定（昼間午前中1回 / 日没後1回 計2回実施）

画面輝度が昼間 $3,000\text{cd}/\text{m}^2$ 以下、夜間 $800\text{cd}/\text{m}^2$ 以下に設定できているか確認を行う検証を設置後に発注者と調整の上実施してください。投影素材準備及びCMS操作は発注者が行います。

※検証に係るすべての費用は受注事業者が負担することとします。

## 12.成果品

設置完了後は、以下の成果品を納品してください。

- 提出形式：紙ファイル(キングファイル)及び電子データ(CDもしくはDVD)
- 納品部数：各2部

1)打合せ議事録

2)本業務の整備に用いた設計書及び設置した各什器の仕様書

3)構造計算書(パーゴラ・地域情報案内板等の本体及び基礎の構造計算を必要とするもの)

4)材料証明書

5)施工前、施工中及び完成写真データ

6)引継ぎ品一式

7)その他、必要に応じて発注者より指示するもの

## 13.その他の注意事項

- 1)取付経費、諸経費等は本業務の費用に含めます。また、本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受注事業者の負担とします。
- 2)事業実施にあたり、各種関係法令及び条例等を遵守してください。
- 3)本業務は、協議の上「業務委託共通仕様書 平成28年9月大阪市建設局」と「工事請負共通仕様書 令和3年3月大阪市建設局」の必要な項目について準拠することとします。
- 4)本件業務を円滑に実施できる体制を整備し、業務の実施に必要な人員を十分に確保してください。
- 5)本業務における成果品、データ等を含む作成物について、発注者が一切の権利を持つものとし、その利用において自由に行うことができるものとした。
- 6)本業務の実施による成果品は、画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品してください。著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注事業者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わないこととします。
- 7)業務委託費の支払いは、原則、契約満了後、大阪市の検査合格となった以降に請求ができるものとする。但し、業務の円滑な遂行を図るために前払金が必要であると認められるときは協議により内容を決定します。
- 8)パークレット及び地域情報案内板の破損、汚損、倒壊等の事故の発生時、発注者からの協力要請により修復・復旧等の対応を求める場合があります。
- 9)本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については発注者と協議の上、決定することとします。